

設置場所物件調書及び仕様書

物件番号3	最低使用料(年額)	2,000円	昨年度 販売本数	—
施設名	清掃庁舎	所在地	阪南市尾崎町532	
使用許可期間	令和元年10月 1日 ~ 令和4年3月31日			
最大更新期間	令和3年度末(令和4年3月31日) ※年度ごとの更新			
設置場所	正面出入口	使用面積	W:1.90m未満 D:0.80m未満	
利用形態、時間	屋外 開庁日、開庁時間	販売品目	清涼飲料水(缶又はペットボトル等)	
		販売価格	標準的な小売価格(定価)以下	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所の詳細、搬入等は施設所管課と協議し、施設の管理、運営に支障のないよう配慮すること。 ・ 使用面積には回収ボックス設置面積を含む。 ・ 販売品目に酒類を含まないこと。 ・ 庁舎出入口につき、幅及び奥行は要相談 ・ 他の施設内利用者多数購入見込みあり 			
施設所管課	資源対策課	電話番号(内線)	471-5678 (内)2299	
備考	設置する自動販売機は、標準タイプ自動販売機1台とする。			

